

社会保障審議会 介護給付費分科会

介護事業経営調査委員会におけるヒアリングへの意見陳述の要旨

公益社団法人 認知症の人と家族の会

1. 消費税率8%引き上げ時の対応の評価

平成26年4月の消費税率8%引き上げに伴い、介護サービス施設・事業所に実質的な負担が生じないように、消費税対応分を補填するために、プラス0.63%の介護報酬改定が行われた。このことによって利用料負担が確実に増加したわけで、そのことを考えれば、利用者・家族の立場からは、決して望ましいことではなかった。しかし、介護保険サービスを実施する事業所が健全に経営でき、介護職員が適正な労働条件で働き続け、質の高いサービスを提供していくためには、やむをえないことと考える。また、給付実態を勘案して区分支給限度基準額が引き上げられたことも、当然のことではあるが評価できるものである。

2. 消費税率10%へ引き上げへの対応に関する意見

平成29年4月に予定されている税率10%への引き上げについても、前回の8%引き上げ時と同様に、影響分を補填するための介護報酬改定と区分支給限度基準額の改定は実施すべきと考える。

そもそも1989年に消費税がわが国ではじめて導入されて以来、3%から5%に引き上げられた1997年の時も、そして2014年に8%になった時も、時の政府から消費税は福祉の充実、社会保障の改善のために使われると言われ続けてきた。しかし、残念ながらその実感はない。特に、まだ記憶に新しい2015年の介護保険制度の改定によって、消費税の増税によって少しは介護の負担が減り、改善されるのではという期待は、大きく裏切られた。**消費税増税と同時に実施された介護保険制度改定により、サービス抑制と負担増が進んだ。**

「家族の会」が今年1月に行った、改定の影響のアンケート調査には、2割負担の導入や負担軽減のための補足給付の厳格化、特養入所制限だけでなく、大幅な介護報酬引き下げによる介護事業所の廃止・縮小、介護職員不足によるサービスの低下などに、悲痛な声が寄せられている。

このヒアリングは、消費税率引き上げを云々する場ではないことは承知しているが、財務省から出されている、今後の介護保険改定に対する考え方を見ていると、2017年4月の10%への税率引き上げで、今度こそ本当に福祉や社会保障が良くなるとは到底信じることはできない。